

※当会では、高校、専門学校、支援学校、聴覚支援学校、視覚支援学校、児童擁護施設等で法律講座を実施していますが、Q&Aでは受講生を一律「生徒（達）」とさせていただきます。

Q 法律の学習なんて生徒達に必要ですか？

A 法律の学習といっても、現代社会や家庭科のカリキュラムの一端とも言える身近な法律の学習です。消費者教育の一端としても勉強になる内容です。

Q 具体的にはどんな内容ですか？

A HPに講義例を掲載しております。ご参考になさってください。

Q そのような学習が、生徒達の役に立ちますか？

A 社会には、巻き込まれたら大変な悪質商法被害など法律にまつわるトラブルが多数あります。この講座で実際にトラブルの解決にあっている講師（司法書士）の生の声を聞いて学習することは有意義です。

Q 講義の内容について、こちらから希望できるのでしょうか。

A 可能な限りご希望に沿うように対処をさせていただきます。また、必ず事前に担当の先生と打ち合わせを行い、希望をお聞きし、講義の充実につとめています。

Q 実際にトラブルに巻き込まれたときの対処方法を教えてもらえるのですか？

A ご希望により生徒自らが対処できる方法について講義しますし、また、適切な専門家や専門機関に相談する事が大切なので、講座の中でも具体的な相談先をご紹介します。

Q 講義内容は難しくないですか、生徒達が退屈しませんか？

A 身近な法律の勉強を、マンガ入りのテキスト等を使っておこないますので難しくありません。六法全書の勉強をする訳ではありませんのでご安心ください。  
寸劇やコント、クイズも用意しており、楽しく参加型で学べるカリキュラムにしていますので、退屈する事なく興味を持っていただけたと思います。  
また、事前の打ち合わせで、生徒達の事を一番良く知って下さっている先生と、時間配分や

内容を検討する事により、各学校に合った講義を心がけています。

Q 講義に来ていただける講師は、どのような講師でしょうか。

A 当会で、法律講座の講師として登録している司法書士の中から、地域、講義内容等を考え適切な人選をし、講師派遣をします。

Q 講座開催には、講師料等費用はかかりますか。

A 当会宛にお申し込みいただいた場合は、この法律講座は当会の公益活動の一環としての活動ですので、生徒対象の講座については原則学校から講師料はいただいておりません。また、資料につきましても、原則無料配布をしております。

Q 法律講座を申し込んだ場合、具体的には、当日の講座開催までの流れはどのようなものでしょうか。

A 当会で講師の決定→担当講師より担当の先生に連絡→事前打ち合わせの日程決定→事前打ち合わせの為の資料等のやりとり→事前打ち合わせ（当日の講義内容について打ち合わせをおこなう・1時間～2時間程度）→当日講義開催  
上記の流れで講義を開催しています。

Q 講義は、どのような形でおこなわれるのですか。

A 1学年全体講義、1学年を数回にわたる講義、クラス単位等、可能な範囲でご要望をお聞きします。

但し、講座が重なった場合など、講義数や授業形式について調整をお願いする場合があります。また、視聴覚教室やマイクの利用をお願いする場合等がございます。具体的には、担当講師と事前に詳細な打合せをして頂くことになります。

Q 1つの学校で複数回の講座開催は可能でしょうか。

A 公益活動ですので、なるべく多くの学校で開催をさせて頂きたいと考えております。原則として、1つの学校での講座は、1年に1回の開催とさせて頂いております。

但し、講義内容や学校の御事情等により調整させて頂く場合もありますので、ご相談ください

い。

Q 教材など学校が用意する必要はありますか。

A マンガ、レジュメ、各種寸劇のシナリオ、クイズ、資料集など、こちらの教材をご利用頂け  
ますが、マンガ以外の生徒配布資料については、生徒人数分のコピーをお願いして当日まで  
にご準備頂く事になります。

Q 高校以外からの申し込みも可能なのでしょうか。

A 高校以外からのお申し込みも受け付けておりますので、当会事務局までお問い合わせ下さい。